

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する新事業活動を実施しようとする者（以下「新事業活動実施者」という。）が、法第9条第1項に規定する新事業活動計画に従って、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第8条及び一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第7条の3第2項及び第3項で定める技術上の基準に基づき都道府県知事の製造の許可を受けた圧縮水素スタンドにおいて、一般則第7条の3第2項及び第3項に定める技術上の基準以外の適切な製造の方法等により、従業者が常駐しないことを前提とした製造を行う場合、それを可能とする新たな規制の特例措置を講ずる。

なお、当該新たな規制の特例措置は、以下に掲げる安全確保のための措置等を確実に講ずる新事業活動実施者に対して講ずることとする。

- (1) 当該製造の方法等が適切なものであることを証する資料を提出できること。
- (2) 当該新事業活動の実施に当たり、事故その他の新事業活動の実施に支障を来す事態が発生した場合に備えて、必要かつ適切な措置を講ずること。

2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

1. の新たな規制の特例措置の整備においては行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による意見公募手続を行う必要があるため、令和2年1月下旬頃になる見通し。

3. その他

なし